

日本海事センター



補助事業

会報

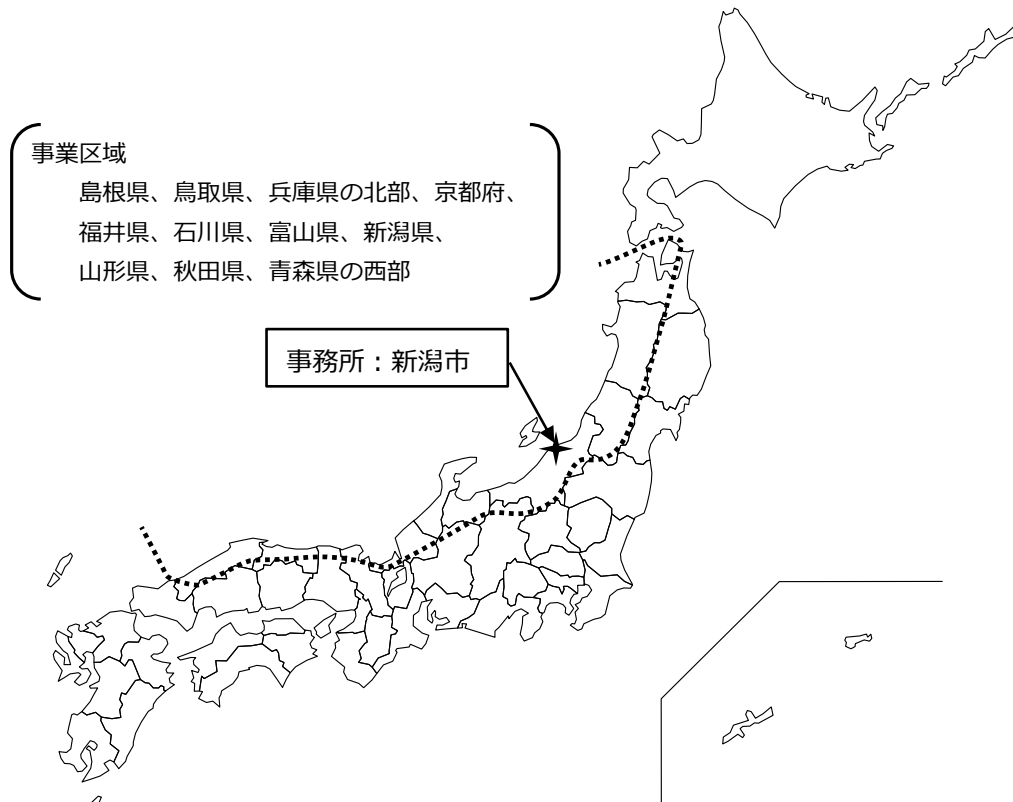
第142号



公益社団法人
日本海海難防止協会

日本海海難防止協会は、本州日本海沿岸(山口県を除く)及び付近水域における、海上交通の安全に寄与するため、次の事業を行っております。

- (1) 船舶の航行安全及び海難防止に関する事項の調査研究
- (2) 船舶の航行安全に関する教育指導及び情報の提供
- (3) 海難防止に関する事項の周知宣伝
- (4) その他本協会の目的を達成するために必要な事業



【公益社団法人 日本海海難防止協会が行う事業区域図】

アクセス

- 新潟駅(JR 信越線)から
徒歩 約 25 分、タクシー利用 約 10 分、
バス利用 新潟交通 北ふ頭 約 20 分
北ふ頭 停留所下車徒歩約 5 分
- 新潟空港から
タクシー利用 約 20 分、バス利用 北ふ頭 約 20 分
- 車
国道 113 号線竜が島郵便局前交差点を左折直進、
信号を一つ通過後右折し約 50m



目 次

I 事業報告

I-1	調査研究.....	1
1	船川港港湾計画改訂に伴う船舶航行安全対策調査.....	1
1-1	第2回委員会.....	1
I-2	全国海難防止強調運動の推進.....	2
1	日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議.....	5
2	東北地方海難防止強調運動推進連絡会議.....	7
3	海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議.....	8

II 会 務

II-1	令和6年度第1回理事会.....	9
II-2	令和6年度事業推進連絡会議.....	10
II-3	令和6年度通常総会.....	11
II-4	令和6年度第2回理事会.....	23
II-5	業務予定.....	24

III 海の安全情報

III-1	霧海難防止活動の実施について.....	25
III-2	啓発ソングで事故防止！.....	27
III-3	台風シーズンに向けて注意していただきたいこと.....	29
III-4	夏季期間の船舶事故について.....	31
III-5	台風の進路に注意.....	33
III-6	ミニボートに気を付けよう！！.....	35

IV 寄稿欄

	舞鶴の神様たち（山王神社）.....	37
--	--------------------	----

I 事業報告

I-1 調査研究

1 船川港港湾計画改訂に伴う船舶航行安全対策調査

委員会の構成

(順不同・敬称略)

「委員」

(委員長)	矢吹 英雄	東京海洋大学	名誉教授
	高橋 勝	海上保安大学校	名誉教授
	松田 洋和	一般社団法人日本船長協会	副会長
	佐藤 金光	秋田船川水先区水先人会	会長
	西宮 公平	秋田海陸株式会社	代表取締役社長
	菅原 一	秋田県漁業協同組合	副組合長理事
	仲谷 孝治	株式会社マリーナ秋田	代表取締役専務

「関係官公庁」

第二管区海上保安本部 交通部
秋田海上保安部
東北地方整備局 港湾空港部
東北地方整備局 秋田港湾事務所
秋田地方气象台

1-1 第2回委員会

- (1) 開催日：令和6年4月10日(水)
- (2) 場所：秋田市 秋田キャッスルホテル
- (3) 議題：
 - ① 航行の安全性について
 - ② 航行安全対策について
 - ③ 報告書構成案について

I-2 全国海難防止強調運動の推進

海の事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対し、海難防止思想の普及、高揚を図る必要があるとして、今年も海の月間に合わせて、7月16日から31日までの16日間を「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって、「海の事故ゼロキャンペーン」が行われます。

運動方針

(1) 重点事項

- ① 「小型船舶等の海難防止」
- ② 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」
- ③ 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」
- ④ 「ふくそう海域等の安全性の確保」

(2) 推進項目

① 「小型船舶等の海難防止」に関する推進項目

イ プレジャーボートの発航前検査の徹底及び整備事業者等による定期的な点検整備の推奨

プレジャーボートによる船舶事故は全体の約5割を占め、特に機関故障の割合が高い傾向にあることから、発航前検査の徹底を図るとともに整備事業者等による定期的な点検整備の重要性について、積極的に周知啓発し、運航者の安全意識の向上を図る。

ロ 漁船の適切な見張り及び気象海象の把握の徹底

漁船の船舶事故は衝突によるものが最多であり、その原因は、見張り不十分によるものが最多である。また、死者・行方不明者を伴う船舶事故の約4割を漁船が占めており、その原因は、気象海象の不注意から生じる転覆によるものが多いことから、適切な見張り及び気象海象の把握の徹底を図る。

また、AIS搭載義務の無い小型の漁船についても、AISを搭載することにより、自船の動静を大型船に容易に認識させることができるなど事故防止に寄与するため、AIS搭載の推進について周知・啓発に努める。

ハ 多様化・活発化するマリンレジャーの安全対策

近年、カヌー・SUP等のマリレジャーが多様化・活発化しており、これらは小型船舶操縦士免許や検査の不要なものが多く海に関する基礎知識が少ない者が利用していることもあるため、マリレジャーごとに安全情報等を記した総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」の普及啓発やリーフレットの配布、動画、SNS等を用いた情報発信等を積極的に行い、マリレジャー愛好者の安全意識の向上を図る。

ニ 海の安全情報を利活用した啓発

プレジャーボートや漁船等の操縦者、海水浴や釣り等のマリレジャー愛好者に対して、気象・海象の現況、気象庁が発表する気象警報・注意報等を海の安全情報にて発信することで、安全意識の向上を図る。

② 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」に関する推進項目

貨物船やタンカー等の大型船舶による衝突海難を防止するため、常時適切な見張りの徹底や船舶間のコミュニケーションの促進にかかる意識の啓発を図る。

イ 常時適切な見張りの徹底

相手船の存在を認識しているにも関わらず、不適切な進行により衝突に至る事故が多いことから、BRMの徹底を図るとともに、船員間にて互いに確認し、常時適切な見張りの徹底を図る。

ロ 船舶間コミュニケーションの促進

次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

- ・ 早めに相手船にわかりやすい動作をとる。
- ・ VHFや汽笛信号等を活用する。
- ・ AIS情報を活用するとともに、正しい情報を入力する。

ハ 漁ろう中の船舶との衝突防止

漁ろう中の船舶は、投揚網、漁場移動等に伴い急な発進・停止等不測の動きをする場合があることから、特に動静に留意し、早期かつ大幅な避航を心掛ける。

③ 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」に関する推進項目

海中転落した乗船者の安全を確保するために、浮力の確保、連絡手段の確保、速やかな救助要請という3点が重要であることから、プレジャーボート、漁船、遊漁船等に対し自

己救命策の確保(ライフジャケットの常時着用、防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、「118番」や「NET118」の活用、GPS機能を「ON」とした携帯電話による通報)に関する周知徹底を図る。

加えて、事故発生時における早期の通報、ひいては迅速な救助につなげるため、家族や友人、関係者に目的地や帰宅時間を事前に伝え、現在位置を定時連絡することも有効であると周知する。

なお、ライフジャケットの着用については、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、小型船舶に乗船する者へ義務範囲が拡大されたことも踏まえた推進活動を実施する。

④ 「ふくそう海域等の安全性の確保」に関する推進項目

異常気象等に起因する船舶事故を防止するための制度について、リーフレットやホームページ(走錨事故防止ポータルサイト等)を活用し、本制度の理解促進を図るとともに、最新の気象・海象情報の入手など事故防止に係る取組の徹底を図る。

東北地方(第二管区海上保安本部)、日本海中部地方(第九管区海上保安本部)、日本海西部地方(第八管区海上保安本部)において、安全指導・訪船指導などの各種行事が展開される予定で、詳細は各地方の海難防止強調運動推進連絡会議から周知されます。

次ページ以降、各地方推進連絡会議の状況を紹介しています。

1 日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議

- (1) 開催日：令和6年6月18日(火)
- (2) 場所：新潟市 ANAクラウンプラザホテル新潟
- (3) 出席者：別記のとおり
- (4) 会議次第：
 - ① 主催者挨拶
第九管区海上保安本部交通部 交通部長
 - ② 議 事
日本海中部地方における海の事故ゼロキャンペーンについて
 - ③ 連絡事項
 - イ 第九管区海上保安本部 交通部
第九管区海上保安本部の取組み
 - ロ 新潟海上保安部
新潟海上保安部における活動
 - ハ 信越総合通信局 無線通信部
信越局管内における国際VHF、簡易AIS及びAISを設置する船舶局数
 - ニ 北陸信越運輸局 海事部
令和6年度「旅客船の夏季安全点検」の取組（案）
 - ホ 水産庁 新潟漁業調整事務所
漁船海難防止のための取組
 - ヘ 新潟地方気象台
令和6年度における気象情報の改善
 - ト その他



【報道機関への公開】



【取材を受ける九管区田中交通部長】

別記

出席者名簿

(順不同・敬称略)

	構成機関・団体	役職等	氏名
官 公 庁 機 関	信越総合通信局 無線通信部	無線通信課長	別所 博之
	北陸信越運輸局 海事部	首席運航労務監理官	片倉 勝
	北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所	沿岸防災対策官	玉木 基夫
	新潟地方気象台	気象防災情報調整官	河野 智一
	水産庁 新潟漁業調整事務所	漁業監督課長	原村 新一
	新潟県 防災局危機対策課	主事	本多健太郎
	新潟県警察本部 地域部地域課	警部	仲丸 慎一
関 係 団 体	船員災害防止協会 北陸信越支部		(欠)
	公益社団法人北陸信越海事広報協会	常務理事	野上 亮
	北陸信越旅客船協会	常務理事	坂井 秀一
	一般財団法人日本気象協会 新潟支店	支店長	福山 博己
	日本小型船舶検査機構 新潟支部		(欠)
	一般社団法人日本海事検定協会 新潟事業所		(欠)
	全日本海員組合 新潟支部	支部長	浅野 忠行
	新潟県港湾協会(新潟県交通政策局港湾整備課)		(欠)
	新潟県水難救済会	事務局長	関口 史洋
	新潟県漁業協同組合連合会		(欠)
	新潟内航海運組合	理事長	阿部 正春
	新潟水先区水先人会	会長	笹岡 昭二
	新潟海洋少年団		(欠)
	PW安全協会 新潟支部		(欠)
新潟県セーリング連盟		(欠)	
主 催	第九管区海上保安本部 交通部	部長 航行安全課長 安全対策課長 安全対策課 安全対策調整官 安全対策課 安全対策第一係長 安全対策課 安全対策第二係員	田中 裕和 前畑 如宏 三國登志夫 堀川 剛司 四柳 完 土屋 幸紀
	新潟海上保安部	交通課長 安全対策係長	行方 隆夫 松野 寿郎
	公益財団法人海上保安協会 新潟地方本部	事務局長	木村 康男
	公益社団法人日本海海難防止協会	専務理事 総務部長 事業部長 事業部 調査員	大橋 功 上野 正康 高野 修 村山 香

(事務局：公益社団法人 日本海海難防止協会)

2 東北地方海難防止強調運動推進連絡会議

- 議案 (1) 令和5年度事業報告について
 (2) 令和6年度事業計画について
 (3) 東北地方海難防止強調運動推進連絡会議規則の一部改正

(構成員)

団体・機関名	備考
船員災害防止協会 東北支部	
全日本海員組合 東北地方支部	副議長
東北漁業無線協会	
東北港運協会	
東北内航海運組合	
東北旅客船協会	
一般社団法人日本マリン事業協会地区活動事務局	副議長
NPO法人 パートナリウォータークラフト安全協会東北地方本部	
公益社団法人東北海事広報協会	
一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会東北事務所	
一般財団法人日本気象協会東北支社	
株式会社日本船舶職員養成協会東北	
日本船用機関整備協会 東北支部	
公益社団法人日本海海難防止協会	
公益財団法人海上保安協会東北地方本部	議長
一般社団法人日本埋立浚渫協会東北支部	
青森県海難防止強調運動推進連絡会	
岩手地区海難防止強調運動推進連絡会議	
宮城地区海難防止強調運動推進連絡会議	
秋田県海難防止強調運動推進連絡会議	
山形県海難防止強調運動推進連絡会議	
福島県海難防止強調運動推進連絡会議	
東北総合通信局	
東北地方整備局	
東北運輸局	
仙台管区气象台	
運輸安全委員会事務局仙台事務所	
仙台地方海難審判所	
第二管区海上保安本部	

(事務局：公益財団法人 海上保安協会東北地方本部)

3 海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議

- 議事 (1) 令和5年の海難発生状況について
 (2) 令和5年度日本海西部地方海の事故ゼロキャンペーンの活動状況等について
 (3) 令和6年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画について
 (4) 令和6年度日本海西部地方海の事故ゼロキャンペーン実施計画(案)について

(構成員)

団体・機関名	備考
公益財団法人海上保安協会舞鶴地方本部	議長
公益社団法人日本海海難防止協会	
公益社団法人近畿海事広報協会	
海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議 福井地区	
〃 京都地区	
〃 兵庫北地区	
〃 境地区	
〃 石見地区	
北陸総合通信局	
近畿総合通信局	
中国総合通信局	
境港漁業調整事務所	
中部運輸局	
近畿運輸局	
神戸運輸監理部	
中国運輸局	
近畿地方整備局	
運輸安全委員会事務局 神戸事務所	
〃 広島事務所	
神戸地方海難審判所	
広島地方海難審判所	
大阪管区气象台	
第八管区海上保安本部	

(事務局：公益財団法人 海上保安協会舞鶴地方本部)

Ⅱ 会 務

Ⅱ－１ 令和６年度第１回理事会

令和６年度第１回理事会を令和６年５月８日(水)ANAクラウンプラザホテル新潟において、理事１３名、監事２名が出席され開催しました。

議事は、決議事項３件を審議した結果、出席理事全員異議なく原案のとおり決しました。

第１号議案と第２号議案については、６月１２日(水)開催の令和６年度通常総会で審議されました。

決議事項

第１号議案 令和５年度の事業報告及び決算の書類の承認について

(15～21 ページ参照)

第２号議案 役員候補者の選任について (22 ページ参照)

第３号議案 顧問の委嘱について

報告事項

業務を執行する理事の職務の執行の状況について

Ⅱ－２ 令和６年度事業推進連絡会議

１ 開催日 令和６年５月２１日（火）

２ 場 所 ANAクラウンプラザホテル新潟

３ 出席者 下表のとおり

４ 議 事

- (１) 航行安全及び海難防止に関する調査研究について
- (２) 海難防止に関する周知宣伝について
- (３) 航行安全に関する意見交換について
- (４) その他

出席者名簿 (順不同・敬称略)

構成機関・団体	役職等	氏名
第二管区海上保安本部 交通部	航行安全課長	富田 一志
〃	安全対策課長	柴山 智司
第八管区海上保安本部 交通部	航行安全課長	瀬高 重樹
〃	安全対策課長	森 正登
第九管区海上保安本部 交通部	航行安全課長	前畑 如宏
〃	安全対策課長	三國 登志夫
第九管区海上保安本部 海洋情報部	監理課長	石田 雄三
(公財)海上保安協会 新潟地方本部	事務局長 (代)	橋本 友美
新潟県水難救済会	事務局長	関口 史洋
(公社)日本海海難防止協会	専務理事	安藤 眞博
〃	総務部長	大橋 功
〃	総務部副部長	上野 正康
〃	事業部長	高野 修
〃	事業部 主任調査員	花棚 景子
〃	事業部 調査員	村山 香

Ⅱ－３ 令和６年度通常総会

- 1 開催日 令和６年６月１２日（水）
- 2 場所 ANAクラウンプラザホテル新潟
（新潟市中央区万代５丁目１１番２０号）
- 3 正会員数及び定足数 総数 ２０５名、定足数 １０３名

4 出席者数

- (1) 出席正会員 ５３名（うち代理出席者 １９名）
- (2) 書面表決 正会員 １４０名

5 会長の挨拶 南波 秀憲（㈱リンコーコーポレーション取締役会長）

令和６年度の通常総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先ずは、本年１月１日に発生した能登半島地震により犠牲になられた方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。

被災地域の皆さまの一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

当協会は、昭和５９年に社団法人と設立され、今年で４０年目となりましたが、本日は、皆様にはご多用のところ多数ご出席を賜り、このように総会が開催できますことを心から感謝申し上げますとともに、日頃から、当協会の事業活動・運営にご理解とご協力を頂き、厚く御礼を申し上げます。

また、本日の総会には、公務御多用のところ北陸信越運輸局海事部長 門真様、第九管区海上保安本部長 猪瀬様にご臨席を賜り誠にありがとうございます。

さて、私共日本海海難防止協会の事業エリアにおいては、冒頭で述べました能登半島地震が発生し、未だ復旧・復興にご苦勞されている皆様も多くおられるところではありますが、日本の内外を見渡しましても困難な問題が数多くあります。

このような中、本年３月１６日には北陸新幹線の金沢―敦賀間が開業するとともに、日本海側の港湾へのクルーズ客船の寄港も徐々にコロナ禍前に戻りつつあり、更にご新潟市におきましても新潟駅が全面リニューアルし少しずつ明るい兆しも見えてきているところでもあります。

本年４月に行われたG7環境相会合では、2035年までに石炭火力発電の廃止が採択されましたが、我が国においては洋上風力発電を2030年までに1000万KW、2040年までに3000～4500万KWを達成すべく計画しているところです。

当協会におきましては、これら洋上風力発電事業のニーズに最大限応えるとともに、大型

クルーズ客船に対する航行安全の調査研究などにおいても、引き続き事業者や自治体からの委託を受け、航行安全対策を講じていくこととしています。

今年も7月16日から31日までの間において「海難ゼロへの願い」をスローガンに「令和6年度海の事故ゼロキャンペーン」が始まります。

先月、ここ新潟市で水上オートバイの全国大会が開催され、これからマリレジャーシーズンが本格化しますが、近年増加しているミニボートなどの小型船舶の事故防止に対し、気象海象の把握、出航前点検の確実な実施、ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保などについて啓発すべく、引き続き運輸局様、海上保安本部様からご指導を賜り、会員の皆様とともに海難防止活動に取り組んでいきます。

本日の総会におきましては、令和5年度の事業報告及び決算書類の承認、役員を選任についてご審議をいただくとともに、令和6年度の事業計画と収支予算についてご報告申し上げます。

会員の皆様におかれましては最後までご審議のほど宜しくお願いいたします。

最後になりますが、皆様のご健勝と、ますますの発展を祈念いたしまして私の挨拶といたします。ありがとうございました。



【令和6年度 通常総会】

6 来賓からの祝辞

第九管区海上保安本部長 猪瀬 雅樹 様

只今、ご紹介頂きました第九管区海上保安本部長の猪瀬です。

本日はこのような通常総会が盛大に開催されましたことを、心から御祝い申し上げます。

また、南波会長をはじめ会員の皆様には、平素から海上保安業務に、御理解、御協力を賜り、この場をお借りして御礼申し上げます。

令和6年は、新年早々、能登半島地震が発生しました。この場をお借りして亡くなられた方々へ哀悼の意と、被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。

海上保安庁におきましても、機動力を生かし、自治体及び関係機関と連携し、更なる防災

対策の強化に取り組んでまいる所存です。

さて、貴協会におかれましては、長年にわたり、船舶の航行安全に係る調査研究、或いは海難防止に係る周知・啓発など、日本海沿岸での海上交通の安全確保に御尽力いただき、心からお礼申し上げます。

昨年度におきましては、新潟県村上市及び胎内市沖の洋上風力発電事業計画を始め、各港へのクルーズ客船等の受入に係る航行安全対策の策定など、多大な御貢献を頂いているところです。さらに、毎年、官民一体となった海難防止活動にも御協力いただいております、この場をお借りして御礼申し上げます。

第九管区海上保安本部といたしましても、日本海における海上交通の安全確保のため、隣接する第二管区・第八管区海上保安本部と連携して対処して参りますが、加えて、貴協会及び本日御臨席の皆様方との連携が必要不可欠と考えておりますので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、日本海海難防止協会の更なる御発展と、会員の皆様のご健勝を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

北陸信越運輸局海事部長 門真 和人 様

北陸信越運輸局 海事部長の門真です。局長の佐橋に代わりご挨拶させていただきます。

本日、「公益社団法人日本海海難防止協会」の令和6年度通常総会が関係各位のご列席のもと開催されますことを心からお慶び申し上げます。

皆様方には、平素より海事行政をはじめとする国土交通行政に対しまして、格別なご理解とご協力をいただいておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

貴協会におかれましては、青森県から島根県に至る日本海沿岸海域での船舶の航行安全等に係る調査研究、海難防止のための周知宣伝・啓蒙活動など、海上交通の安全に長年寄与されていることに関しまして、深く敬意を表します。

始めに、今年1月1日に発生した能登半島地震により犠牲となられた方々に心よりお悔み申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。現在も、本格復旧に向けた対応は進められていると存じます。運輸局としてもしっかりと取り組んで参ります。

この地震では、津波も発生したわけですが、元旦の午後ということで港や沿岸で作業されていた方は少なかったと思います。東日本大震災では津波で多くの方が犠牲になっています。日本海側でも津波が発生するとの認識のもとで、避難マニュアルを作成、見直す等、津波への対策を事前に行っておいてください。

さて、知床遊覧船事故から2年が経過しました。国土交通省では、令和4年12月に「知

床遊覧船事故対策検討委員会」において取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を踏まえ、令和5年度の通常国会で関係法律の改正を行いました。

これにより、事業者の安全管理体制の強化、船員の資質の向上、海上保安庁への通報のための無線設備の強化、救助を待つ間の命を繋ぐための改良型救命いかだの搭載等を進めて参ります。

当運輸局としましても、同様の事故が発生しないよう、安全点検や監査の際に、無線等の通信状況の確認や、船首ハッチの閉鎖確認などを重点的に行っていることに加え、運航労務監理官の増員により監査件数を増加させ、監査の量や質の向上に取り組んでいるところです。

一方で、海事に関わる全ての者が高い意識を持って、安全に向けた取組を行うことが極めて重要です。行うべきことを一つ一つ着実に実施していただくよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、「公益社団法人日本海海難防止協会」の益々のご発展と、本日ご列席の皆様、会員の皆様のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日は誠におめでとうございます。

7 議 案

決議事項

第1号議案 令和5年度の事業報告及び決算の書類の承認について

(15～21 ページ参照)

第2号議案 役員を選任について (22 ページ参照)

報告事項

令和6年度の事業計画書及び収支予算書等について

(会報前号7～13 ページ参照)

8 議事の経過概要

定款第16条の規定に基づき南波会長が議長となり、議案の審議を開始し、第1号、第2号議案が異議なく満場一致で承認されました。なお、書面での表決は賛成140名でした。

また、令和6年度の事業計画書及び収支予算書等について報告して総会を終了しました。

事業報告書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

I 船舶の航行安全及び海難防止に関する事項の調査研究

1 自主事業

日本海主要港湾における錨泊船舶の安全対策に関する調査研究(陸奥湾海域)

日本海側では、冬季の季節風を防ぐために港の北西方向を防波堤で囲み、港内泊地は狭隘で台風や低気圧の発達等による荒天時の錨泊には適さない港が多いのが現状です。

また、港外泊地は冬季の季節風を遮る状況に無く、冬季の入港待機錨泊に適する港湾は限られていることから、冬季着岸待ちの港外錨泊船舶の走錨による海難の蓋然性も高く、更には、最近の台風や低気圧の発達による強風は極大化する傾向にあります。平成年間でも、富山湾内における冬季入港待機錨泊タンカーの走錨からの乗揚げ、台風避難のための錨泊練習船の走錨からの乗揚げ等の海難が発生しています。

これらを踏まえ、令和5年度は、日本海北部の陸奥湾海域を対象として、これまで実施した錨泊に関する調査結果も考慮に入れ、錨泊の実態、地理的特性からの避泊地、錨泊における安全対策等を検討し、船舶交通の安全確保について調査報告書としてとりまとめました。

なお、本事業は公益財団法人日本海事センターからの補助金の助成を受けて行いました。

事業推進連絡会議 令和5年 5月23日(新潟市)

第1回委員会 令和5年 7月 4日(青森市)

第2回委員会 令和5年10月17日(青森市)

報告書完成

2 受託事業

地方公共団体及び民間企業等から船舶の航行安全又は海難防止に関する調査研究の委託を受け、対象港湾及び船舶交通等に関する専門的知識を有する者、学識経験者の委員及び対象港湾を管理、管轄する関係官公庁、委託者により構成する委員会を設置したうえでの調査研究等を行いました。

(1) 「青森県西北沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査」

(青森西北沖洋上風力合同会社委託 業務期間：令和3年4月1日

～令和6年8月31日)

青森県沖日本海(南側)に設置される洋上風力発電計画について調査検討
情報収集
次年度継続

- (2) 「(仮称)新潟県村上市および胎内市沖洋上風力発電事業に係る航行安全調査」
(東北電力株式会社委託 業務期間：令和4年11月21日～令和5年5月31日)
新潟県村上市及び胎内市沖合海域における洋上風力発電計画について調査検討
第3回委員会 令和5年 4月12日
報告書完成
- (3) 「船川港港湾計画改訂に伴う船舶航行安全対策調査」
(秋田県委託 業務期間：令和5年6月5日～令和6年9月30日)
船川港港湾計画改訂に伴う施設計画に係る航行安全について調査検討
第1回委員会 令和6年 3月 1日
次年度継続
- (4) 「酒田港クルーズ客船入出港に係る航行安全対策調査」
(山形県委託 業務期間：令和5年8月1日～令和6年3月22日)
酒田港におけるクルーズ客船の入出港に係る航行安全について調査検討
第1回委員会 令和5年 9月20日
第2回委員会 令和5年12月 7日
報告書完成
- (5) 「伏木富山港(新湊地区)クルーズ客船入出港に係る航行安全調査」
(富山県委託 業務期間：令和5年8月28日～令和6年3月29日)
伏木富山港(新湊地区)におけるクルーズ客船の入出港に係る航行安全について調査検討
第1回委員会 令和5年11月21日
ビジュアル操船実験 令和5年12月14日～15日
作業部会 令和6年 2月15日
第2回委員会 令和6年 3月 6日
報告書完成
- (6) 「敦賀港大型貨物船入出港に係る航行安全対策調査」

(福井県委託 業務期間：令和5年9月29日～令和6年3月22日)

敦賀港における大型貨物船の入出港に係る航行安全について調査検討

第1回委員会 令和5年12月12日

第2回委員会 令和6年3月18日

報告書完成

(7) 「青森県沖日本海(南側)洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査」

(三井物産株式会社委託 業務期間：令和5年12月1日～令和6年5月31日)

青森県沖日本海(南側)に設置される洋上風力発電計画について調査検討

情報収集

次年度継続

(8) 「鳥取港クルーズ客船入出港に係る航行安全調査」

(鳥取県委託 業務期間：令和5年12月15日～令和6年3月29日)

鳥取港におけるクルーズ客船の入出港に係る航行安全について調査検討

第1回委員会 令和6年1月17日

ビジュアル操船実験 令和6年1月25日～26日

作業部会 令和6年2月27日

第2回委員会 令和6年3月12日

報告書完成

II 海難防止に関する事項の周知宣伝

全国海難防止強調運動の実施計画を受け、地方海難防止強調運動推進連絡会議の事務局または構成団体として参画するとともに、海難防止啓発活動のための関連グッズを作成・配布して活用を図りました。

また、当協会の事業概要、海難防止に関する事項等を掲載した会報を年3回発行し、会員及び関係機関に配布するとともにホームページに掲載しました。

なお、海難防止の周知宣伝は、公益財団法人日本海事センターからの補助金の助成を受けて行いました。

1 地方海難防止強調運動推進連絡会議

(1) 東北地方海難防止強調運動推進連絡会議 (構成団体)

(2) 日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議 (事務局)

(3) 海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議 (構成団体)

2 海難防止啓発用品の作成・配布

のぼり旗、ポスター、ティッシュ等

3 会報の発行

- ・ 第 138 号 520 部
- ・ 第 139 号 520 部
- ・ 第 140 号 520 部

Ⅲ 船舶の航行安全に関する教育指導及び情報の提供

1 教育指導

依頼がなかったことから講習会の開催はありません。

2 情報提供事業

委託がなかったことから情報提供事業はありません。

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現 金	412,400	472,206	△ 59,806
預 金	11,577,330	16,824,150	△ 5,246,820
未 収 金	39,195,500	9,801,000	29,394,500
前 払 金	104,850	0	104,850
仕 掛 品	8,083,558	10,516,616	△ 2,433,058
流 動 資 産 合 計	59,373,638	37,613,972	21,759,666
2. 固 定 資 産			
(1) 特 定 資 産			
管 理 運 営 資 産	40,000,000	40,000,000	0
役 員 退 職 慰 勞 引 当 資 産	2,056,250	1,793,750	262,500
退 職 給 付 引 当 資 産	20,410,313	19,312,500	1,097,813
特 定 資 産 合 計	62,466,563	61,106,250	1,360,313
(2) そ の 他 固 定 資 産			
什 器 備 品	1	1	0
電 話 加 入 権	12,000	12,000	0
そ の 他 固 定 資 産 合 計	12,001	12,001	0
固 定 資 産 合 計	62,478,564	61,118,251	1,360,313
資 産 合 計	121,852,202	98,732,223	23,119,979
II 負 債 の 部			
1. 流 動 負 債			
未 払 金	39,606,227	736,642	38,869,585
前 受 金	1,304,748	50,000	1,254,748
預 り 金	858,344	727,335	131,009
未 払 消 費 税 等	0	4,065,900	△ 4,065,900
役 員 賞 与 引 当 金	466,666	466,666	0
賞 与 引 当 金	1,783,333	1,783,333	0
流 動 負 債 合 計	44,019,318	7,829,876	36,189,442
2. 固 定 負 債			
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	2,056,250	1,793,750	262,500
退 職 給 付 引 当 金	20,410,313	19,312,500	1,097,813
固 定 負 債 合 計	22,466,563	21,106,250	1,360,313
負 債 合 計	66,485,881	28,936,126	37,549,755
III 正 味 財 産 の 部			
1. 指 定 正 味 財 産			
指 定 正 味 財 産 合 計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一 般 正 味 財 産			
一 般 正 味 財 産 合 計	55,366,321	69,796,097	△ 14,429,776
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(40,000,000)	(40,000,000)	(0)
正 味 財 産 合 計	55,366,321	69,796,097	△ 14,429,776
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	121,852,202	98,732,223	23,119,979

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[1,420]	[819]	[601]
特定資産受取利息	1,420	819	601
受取会費	[6,030,000]	[6,030,000]	[0]
正会員受取会費	5,620,000	5,620,000	0
賛助会員受取会費	410,000	410,000	0
事業収益	[88,462,000]	[140,301,700]	[△ 51,839,700]
受託事業収益	88,462,000	140,301,700	△ 51,839,700
受取補助金等	[8,585,000]	[8,585,000]	[0]
受取民間補助金	8,585,000	8,585,000	0
雑収益	[313]	[40,245]	[△ 39,932]
受取利息	313	165	148
雑収益	0	40,080	△ 40,080
経常収益計	103,078,733	154,957,764	△ 51,879,031
(2) 経常費用			
事業費	[102,973,241]	[123,905,179]	[△ 20,931,938]
役員報酬	5,008,553	4,397,523	611,030
給料手当	20,069,931	18,786,481	1,283,450
役員賞与引当金繰入額	356,999	350,466	6,533
賞与引当金繰入額	1,364,250	1,339,283	24,967
役員退職慰労引当金繰入額	200,813	197,138	3,675
退職給付費用	839,828	697,727	142,101
福利厚生費	2,996,134	3,451,706	△ 455,572
委員手当	1,569,000	2,532,000	△ 963,000
会議費	3,314,951	4,558,462	△ 1,243,511
旅費交通費	8,960,362	9,728,223	△ 767,861
通信運搬費	1,243,723	1,341,385	△ 97,662
消耗什器備品費	275,591	45,683	229,908
消耗品費	844,240	866,920	△ 22,680
修繕費	52,005	899,217	△ 847,212
印刷製本費	4,095,133	4,950,645	△ 855,512
光熱水料費	404,139	465,059	△ 60,920
賃借料	1,958,095	1,957,479	616
雑役務費	249,926	259,395	△ 9,469
諸謝金	695,000	1,395,000	△ 700,000
租税公課	1,936,979	4,194,126	△ 2,257,147
委託費	46,479,039	61,408,148	△ 14,929,109
雑費	58,550	83,113	△ 24,563

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管 理 費	[14,535,268]	[16,826,022]	[△ 2,290,754]
役 員 報 酬	1,370,833	1,452,500	△ 81,667
給 料 手 当	5,450,156	6,250,194	△ 800,038
役員賞与引当金繰入額	109,667	116,200	△ 6,533
賞与引当金繰入額	419,083	444,050	△ 24,967
役員退職慰労引当金繰入額	61,687	65,362	△ 3,675
退 職 給 付 費 用	257,985	231,336	26,649
福 利 厚 生 費	920,381	1,144,441	△ 224,060
会 議 費	1,143,626	1,041,530	102,096
旅 費 交 通 費	966,488	1,246,233	△ 279,745
通 信 運 搬 費	352,867	373,544	△ 20,677
消 耗 什 器 備 品 費	84,659	15,147	69,512
消 耗 品 費	265,296	232,207	33,089
修 繕 費	15,975	298,143	△ 282,168
印 刷 製 本 費	389,849	430,309	△ 40,460
光 熱 水 料 費	124,147	154,194	△ 30,047
賃 借 料	601,506	652,617	△ 51,111
雑 役 務 費	375,274	296,005	79,269
諸 謝 金	293,150	281,044	12,106
租 税 公 課	568,561	1,344,404	△ 775,843
支 払 寄 付 金	10,000	10,000	0
委 託 費	746,043	735,270	10,773
雑 費	8,035	11,292	△ 3,257
經常費用計	117,508,509	140,731,201	△ 23,222,692
当期經常増減額	△ 14,429,776	14,226,563	△ 28,656,339
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 14,429,776	14,226,563	△ 28,656,339
一般正味財産期首残高	69,796,097	55,569,534	14,226,563
一般正味財産期末残高	55,366,321	69,796,097	△ 14,429,776
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	55,366,321	69,796,097	△ 14,429,776

※決算の書類、財務諸表に対する注記、財産目録等の詳細は当協会ホームページ
<https://nikkaikb.com> の「情報公開」に掲載しています。

役員 の 選 任 に つ い て

役員 候 補 者 名 簿

(任期は、令和6年度通常総会終了時～令和7年度通常総会終了時)

(敬称略)

1 辞任役員

理 事	安 藤 眞 博	公益社団法人日本海海難防止協会
理 事	岩 川 祥 二	株式会社加賀田組 顧問
理 事	木 下 博	七尾水先区水先人会 副会長
理 事	坂 野 先 司	東亜建設工業株式会社北陸支店 前理事支店長
理 事	栖 原 陽 一	新潟水先区水先人会 会長
理 事	高 橋 政 則	酒田水先区水先人会 副会長

2 新任役員

理 事	江 波 恒 夫	日本海エル・エヌ・ジー株式会社 取締役社長
理 事	大 橋 功	公益社団法人日本海海難防止協会
理 事	笹 岡 昭 二	新潟水先区水先人会 会長
理 事	佐 藤 亨	酒田水先区水先人会 会長
理 事	篠 崎 啓 二	七尾水先区水先人会 会長
理 事	馬 場 康	株式会社加賀田組 常務執行役員営業本部長
理 事	八 川 勝 志	東亜建設工業株式会社北陸支店 支店長

Ⅱ－４ 令和６年度第２回理事会

令和６年度第２回理事会を令和６年６月１２日（水）ANAクラウンプラザホテル新潟において、理事１６名、監事２名が出席され開催しました。

議事は、決議事項１件を審議した結果、出席理事全員異議なく原案のとおり決しました。

決議事項

業務執行理事の選定について

承認された業務執行理事

理事（専務理事） 大 橋 功

Ⅱ－５ 業務予定

	内 容	予 定 月 日
(1)	新潟港(西港区)大型客船入出港に係る航行安全調査 第1回調査会	令和6年7月24日
(2)	新潟港(西港区)大型客船入出港に係る航行安全調査 ビジュアル操船実験	令和6年8月28、29日
(3)	日本海主要港湾における錨泊船舶の安全対策に関する調査研 究(美保湾、隠岐諸島及び浜田港周辺海域) 第1回委員会	令和6年8月下旬
(4)	新潟港(西港区)大型客船入出港に係る航行安全調査 作業部会	令和6年10月中旬
(5)	新潟港(西港区)大型客船入出港に係る航行安全調査 第2回調査会	令和6年12月下旬
(6)	会報第143号発行	令和7年1月下旬

Ⅲ 海の安全情報

Ⅲ－１ 霧海難防止活動の実施について

～船舶海難を未然に防止するために～

第二管区海上保安本部交通部 航行安全課

東北地方太平洋沿岸は、初夏から夏にかけて霧が多発するシーズンとなり、霧による視界不良により、船舶による「衝突」や「乗揚げ」などの海難の危険性が高まるため、第二管区海上保安本部では令和6年6月1日から同年8月15日までの間、官民が一体となって「霧海難防止活動」を展開し、霧発生時の船舶海難ゼロを目指します。

昨年度の霧海難防止活動では東北地方での霧が原因と思われる船舶海難は発生しておらず、船舶海難ゼロを達成しました。

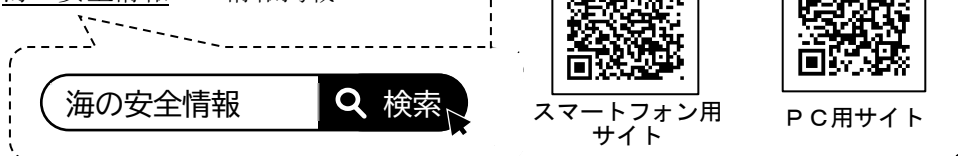
霧海難防止活動では、各保安部署の海上保安官による訪船指導や漁協、マリーナ及び船舶代理店への訪問による安全指導、海難防止講習会での注意喚起を実施しており、「霧海難防止五戒」とする次の重点事項を注意喚起してまいります。

- ① しっかり見張りを行おう！
※安全な速力：操船者が十分余裕をもって避航等の判断ができる速力
- ② 安全な速力※で航行しよう！
- ③ 早めの避航動作※をとろう！
※避航動作：他の船舶等を避けるための動作
- ④ 霧中信号※を励行しよう！
※霧中信号：霧による視界制限時の汽笛等の音響による周囲への警告
- ⑤ 霧情報を入手しよう！

また、収集した霧の発生情報は、各種方法により航行船舶等に提供します。

【提供方法】

- ・国際VHF無線電話による放送
- ・AISによるメッセージ情報
- ・海の安全情報への情報掲載



当管区では、今後も海難を防止するために、見張りの徹底を呼びかけるとともに、これから台風シーズンも迎えますが、今年1月と2月には低気圧の影響により、青森県太平洋沿岸から宮城県沿岸にかけて、暴風・波浪が原因である無人係留中の小型船舶25隻の転覆や乗揚げ、岸壁衝突、無人漂流等の船舶海難が多発していますので、霧海難防止活動に引き続き、気象・海象情報の早期入手及び海上荒天時の事故防止を目指した活動を継続して実施します。

【令和5年度の活動状況】



～漁船に対する訪船指導～



～海難防止講習での注意喚起～

【第二管区海上保安本部 霧海難防止活動リーフレット】

霧海難防止五戒

一．しっかり見張りを行おう！

- ▶ 五感を駆使した見張りの励行 ▶ レーダーを適正に利用し見張りの強化
- ▶ 見張り員の増員配置や、自船位置の常時把握

二．安全な速力で航行しよう！

- ▶ 船舶交通の輻輳度など周囲の状況を考慮した安全な速力での航行

三．早めの避航動作をとろう！

- ▶ 他の航行船と複雑な見合い関係を生じさせない操船
- ▶ 航法を遵守するとともに、十分余裕のある時期に大幅な避航動作

四．霧中信号を励行しよう！

- ▶ 霧による視界制限時での霧中信号の励行

五．霧情報を入手しよう！

- ▶ 国際VHF、海の安全情報等を活用した霧情報の入手

海上保安庁

第二管区海上保安本部

2nd Regional Coast Guard Headquarters

Ⅲ－２ 啓発ソングで事故防止！

～海水浴における遊泳中の事故ゼロを目指して～

第二管区海上保安本部交通部 安全対策課

第二管区海上保安本部では、海水浴時における事故を防止するため、毎年各地の海上保安部署において、関係機関と連携した事故防止活動を実施しています。

東北地方では、毎年夏季になると海での遊泳中の事故が多く発生していますが、過去5年間（令和元年から令和5年）の事故者は50人発生しており、うち17人の方が死亡又は行方不明となっています。

そこで、第二管区海上保安本部では、仙台スクールオブミュージック&ダンス専門学校の協力を得て、当庁初となる「海水浴事故防止啓発ソング」を全3曲制作しました。



歌詞には、「海水浴を楽しむため守ってもらいたい9つの約束」が盛り込まれ、誰もが理解でき、耳に残り、覚えやすい曲となっていますので、海水浴場等で放送し、海水浴を楽しむ幅広い世代の方々に啓発ソングを聴いていただき、安全に海水浴を楽しんでもらう活動を予定しています。

また、以下の2次元コード、又はURLから海水浴事故防止啓発ソングの歌詞、音源及び動画がダウンロードできます。

是非アクセスして、安全に海水浴を楽しんでください！



【リンク先】

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/song/index.html>

海水浴を楽しむために 守って欲しい9つの約束！



**気象海象情報
を入手しよう！**



**遊泳禁止！
開設された海水浴場
で泳ごう！**



**離岸流
離岸流に
注意しよう！**



**グループで
行動しよう！**



**子供から目を
離さない！**



**揺れを感じたら
迷わず逃げる！**



**飲酒したら
泳がない！**



休憩はこまめに♡



**ウォーミングアップを
しっかりしよう！**

**海の事故は
118番**



**第二管区海上保安本部
海の安全推進本部**

遠征等のマリンレジャーを安全に楽しむための総合情報サイト
ウォーターセーフティガイド
すぐに役立つ！ 最新情報提供システム

海の安全情報

海上保安庁YouTube

海水浴事故防止啓発ソング





Ⅲ-3 台風シーズンに向けて注意していただきたいこと

第八管区海上保安本部交通部 航行安全課

1 港則法に基づく避難勧告等について

第八管区海上保安本部管内の港則法適用港では、台風等の異常な気象又は海象により船舶交通の危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、必要があると認めるときは、港長等が危険を防止するための措置として、港則法第39条第4項に基づき、荒天準備勧告（第一体制）や避難勧告（第二体制）を発出しています。この勧告は、発出が決定した場合、可能な限り早めに発表・周知することとしており、A I Sメッセージや海の安全情報で情報提供していますので、船長は、台風の接近等により荒天が予想される場合、これらの情報に留意するとともに、勧告が発出された場合には、余裕をもって安全な海域へ避難する等対策を講じてください。

2 米子空港周辺海域での錨泊自粛について

海上保安庁では、平成30年9月に発生した関西国際空港連絡橋へのタンカー衝突事故を受けて、船舶交通の安全確保の観点から、同空港周辺海域を含む全国46箇所の重要施設周辺海域（交通やライフライン等の断絶、代替手段がないことによる不利益等をもたらす施設）を対象として、荒天時に錨泊制限、情報提供等の対策を実施しています。

第八管区海上保安本部管内では、米子空港が重要施設として選定されており、A I S等による監視体制強化及び無線等による注意喚起のほか、次ページ掲載のリーフレット「荒天時の走錨等に起因する事故防止について」のとおり、同空港の航空導灯（西側）を中心とする半径3海里以内の海域において、錨泊の自粛をお願いしています。この情報はA I Sメッセージ、海の安全情報及び国際V H Fでも提供していますので、台風の接近が予想される場合、船長は、これらの情報入手に努めるとともに、錨泊自粛期間中は、同海域での錨泊を避け、安全な海域へ避難してください。

3 荒天に関する各種情報の入手について

(1) 海上交通安全法に基づく湾外避難・入湾回避勧告について

令和3年7月1日に「改正海上交通安全法」が施行され、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海において、特に勢力が強い台風接近のおそれがある場合、湾外避難・入湾回避勧告が発出されることになりました。

この湾外避難、入湾回避勧告は、対象海域の台風等対策協議会の連絡網を通じて周知されるとともに、その海域を管轄する管区本部等から海の安全情報、地域航行警報、A I Sメッ

ページ等により周知されます。台風の影響が少ない遠くの海域まで避難しなければならないようなケースも想定されますので、特に勢力の強い台風の接近が予想される場合は、これらの情報を確認して避難してください。

(2) 走錨事故防止ポータルサイトの活用について

船舶は、台風の影響のない海域に余裕をもって避難できるよう、早めに最新の台風に関する気象情報等の入手をお願いいたします。海上保安庁ホームページに、走錨事故防止に役立つ情報を掲載した「走錨事故防止ポータルサイト」もありますので、ぜひご活用ください。

○ 走錨事故防止ポータルサイト

- ・ 港外避難、港内の錨泊制限等を勧告・命令する制度
- ・ 走錨事故防止ガイドライン&地域情報
- ・ 灯台等で観測した風向・風速等に関する情報
- ・ 海洋状況表示システム「海しる」など



(<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/soubyo.html>)

荒天時の走錨等に起因する事故防止について

～荒天時における境海上保安部からのお願い～

中海に設置されている米子空港の航空導灯(西側)を中心とする半径3海里以内の海域においては、荒天時の走錨等に起因する事故を防止するため、**錨泊の自粛**をお願いします。(美保湾を除く)

錨泊の自粛をお願いする期間: 気象庁から鳥取県米子地区又は島根県松江地区に「暴風」又は「暴風雪」の気象警報が発表又は発表が予測される時から同警報が解除されるまで。

※ 走錨: 強風などによって船が錨を引きずりながら流されること。

【荒天時の錨泊自粛海域図】

基点: 航空導灯

錨泊の自粛をお願いする期間ではなくとも、『走錨は起こりうる』との認識のもと、以下の点について注意して運航してください。

- ・ 最新の気象情報等入手し、影響が少ない海域へ早めの移動(台風の右半円を避ける等)
- ・ 状況に応じて錨泊しないという選択も考慮(ちちゅう等)
- ・ 運航管理者等による安全を重視した適切なサポート(船側が必要とする情報の提供、助言)

※HPより引用

平成30年9月4日、台風21号による強風の影響で走錨した船舶(油タンカー、総トン数2591トン)が、関西国際空港連絡橋に衝突、船舶交通の安全が阻害されるとともに、空港へのアクセスが遮断され、人流・物流に甚大な影響が発生しました。境海上保安部では、中海で同種事故が発生するのを防止するため、荒天時における錨泊の自粛を求めています。事故防止のため、ご協力をお願いいたします。

JCG 海上保安庁

〒684-0034 鳥取県境港市昭保町9-1
境海上保安部 交通課
TEL・FAX : 0859-42-2534

Ⅲ－４ 夏季期間の船舶事故について

第八管区海上保安本部交通部 安全対策課

第八管区海上保安本部管内（福井県～島根県）では夏季期間（7，8月）にマリレジャーが本格化することに伴い、船舶事故が増加する傾向が見られます。

夏季期間における過去5年（令和元年～令和5年）の船舶事故の特徴として、

- ・プレジャーボートによる事故が最多（135隻/179隻）
- ・プレジャーボート事故のうち、運航不能が最多（81隻/135隻）
- ・プレジャーボート事故船舶の船長の約6割が管区外等来訪者（80人/135人）

が挙げられます。

なお、事故種類別では前記運航不能の他、乗揚、浸水、衝突もそれぞれ10隻以上の発生となっています。

これらのプレジャーボート事故を防ぐためには、

- ・活動中は常に気象海象の変化、周囲の状況等に注意
- ・発航前点検のほか、整備事業者等による点検整備の実施
- ・常時見張りの徹底
- ・故障時に備え、救助支援者の確保

が有効であると考えられます。

第八管区海上保安本部では、プレジャーボート事故を減少させるため、下記活動を重点的に行い、事故の防止を呼び掛けていきます。

- ・X（旧 Twitter）等の SNS や HP を活用した啓発
- ・現場での啓発活動及び第八管区海上保安本部が認定した安全推進事業者等（安全推進マリーナ、釣具店等）と連携した啓発
- ・免許更新時の講習会等を活用した啓発
- ・高速道路 SA、道の駅等の管区外来訪者等の使用が予想される施設での啓発活動

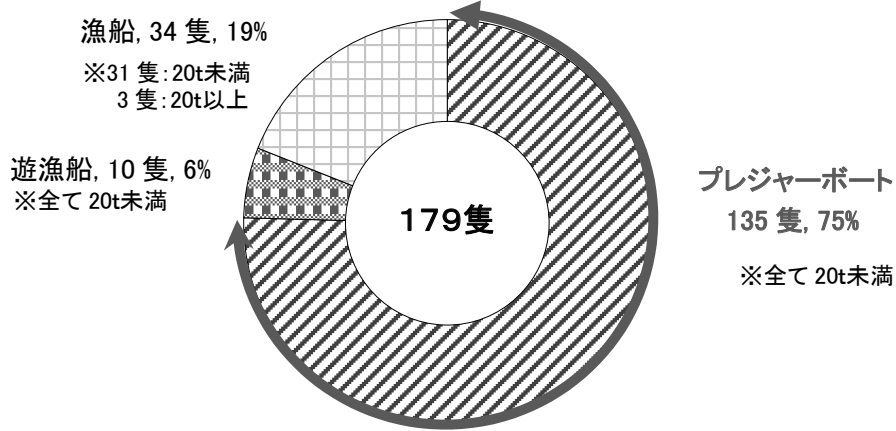
その他、プレジャーボートに関する情報はこちらをご覧ください。



ウォーターセーフティガイド（モーターボート編）

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/motorboat/index.html>

過去5年間船舶事故発生状況(船種別)



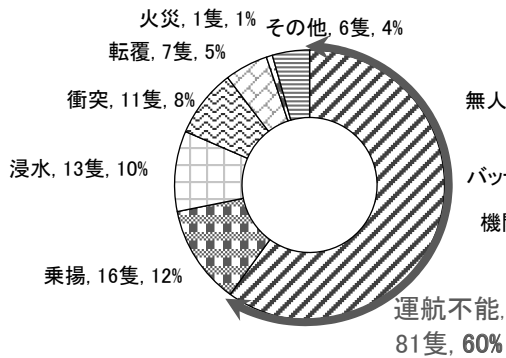
過去5年間船舶事故発生状況(船種・年別)

() 死亡・行方不明者数

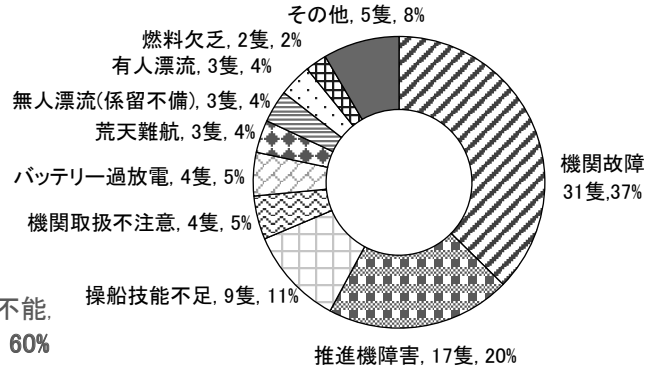
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	合計
プレジャーボート	27	32	24	22	30	135
漁 船	5(1)	5	9	9	6	34(1)
遊 漁 船	1	1	0	3	5	10
合 計	33	38	33	34	41	179(1)

プレジャーボート事故

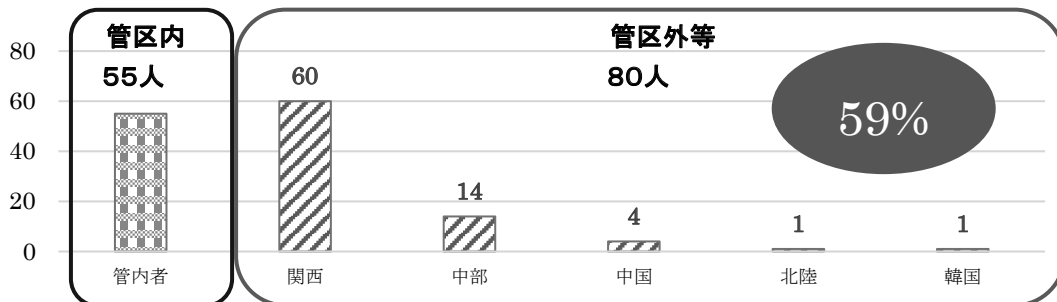
事故種類別



運航不能詳細



プレジャーボート事故の船長居住地



Ⅲ－５ 台風の進路に注意

～台風に起因する海難事故ゼロを目指して～

第九管区海上保安本部交通部 航行安全課

近年の地球温暖化を背景に、台風や異常気象等が頻発化・激甚化しております。第九管区海上保安本部管内の各港において、ここ数年は台風に伴う大規模な海難は発生しておりませんが、台風の強大化により、進路によっては、港内においても大規模な被害をもたらす可能性があります。

【管内の港における近年の台風を起因とする主な海難】

●平成 16 年 10 月

錨泊中の練習船(総トン数 2,556 t)が走錨のうえ座礁

●平成 16 年 10 月

岸壁係留中の外国籍旅客船(総トン数 4,254 t)が転覆

●平成 29 年 10 月

岸壁係留中の外国籍貨物船(総トン数 1,798 t)が漂流後に座礁

※3 件とも富山県伏木富山港内で発生

上記の海難は、台風が接近する中、港内において、錨泊や岸壁係留により台風避泊している中で発生しています。

管内で過去に台風に起因する海難が発生した際の台風の進路は、次のとおりです。



〈進路①のケース（前記平成 16 年海難発生時のコース）〉

〈進路②のケース（前記平成 29 年海難発生時のコース）〉

北陸の港は、台風接近時から通過後にかけて、台風の左半円となりますが、長時間、北寄りの風が連吹し、波やうねりが巨大化することにより、港内に高波やうねりが浸入し、港内での係留が危険な状況になる場合があります。

台風は、反時計回りに中心に向かって風が吹き込みますが、台風の中心となる目の周辺が最も風が強い領域になります。

また、台風の右側は危険半円、左側は可航半円と呼ばれ、右側は台風自身の風と台風を移動させる周りの風が同じ方向に吹くため、左側よりも強く吹く傾向にあります。

日本海側の港は、北側が海、南側が陸という地理的關係上、北側からの風や波に弱い傾向があります。

繰り返しになりますが、北寄りの風が連吹するような台風の進路の場合、特に港口が北側を向いている港の場合は港内に高い波やうねりが入り込み、安全な係留が出来なくなるおそれがありますので、台風の左半円が接近通過する場合であっても注意が必要です。

海上保安庁では、台風襲来や低気圧による暴風などに関する気象情報が発表された場合、港長等から「警戒勧告」「避難勧告」を発出し、船舶がとるべき措置を勧告しており、各港の台風等対策協議会で定められた連絡系統により関係船舶へ周知するとともに、地域航行警報や海の安全情報でも各港の勧告発出状況を周知しています。

また、第九管区海上保安本部では、荒天時の事故防止のため、沿岸域において強風等が予想される場合、海上荒天による走錨に起因する海難を未然に防止するため、「走錨注意報」を発出し、国際 VHF や海の安全情報により周知しています。

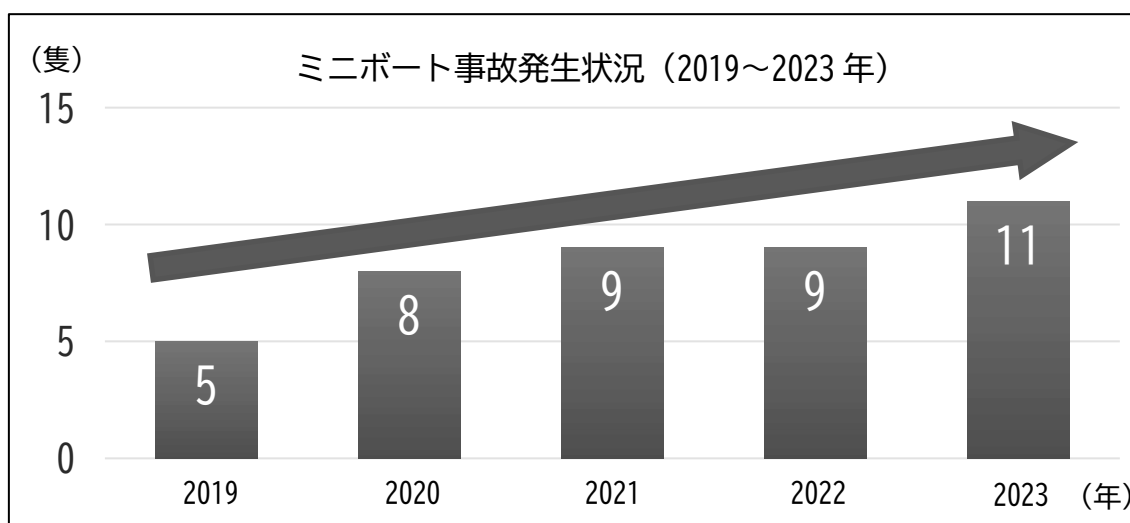
船舶運航者の皆様方におかれましては、これらの情報に接した場合、関係船舶への周知にご協力いただくとともに、常に最新の気象・海象情報を確認のうえ、時期を失することなく、安全な海域や港への早期避難を徹底するようお願いいたします。

Ⅲ-6 ミニボートに気を付けよう！！

～事故のない安全な海を目指して～

第九管区海上保安本部交通部 安全対策課

気温が上がり、夏に向けてマリンレジャーによる事故が多くなる傾向にありますが、近年、第九管区海上保安本部管内ではミニボートによる事故が増加傾向にあります。



ミニボートは、

- 長さ 3 m 未満
- 機関出力 1.5 kW 未満

の船舶をいい、免許や船舶検査が不要で、誰でも手軽に楽しむことができる便利なレジャーツールです。

その反面、主に次の事故のリスクがあります。

- ・積荷や人の移動によりバランスを崩しやすい ⇒ **転覆！！**
- ・舷が低く、波が侵入しやすい ⇒ **浸水！！**
- ・沖に向かう風が吹くと戻れなくなる ⇒ **帰還不能！！**

2024年も3～4月にかけて4隻のミニボートによる事故が発生しており、事故種類は

- ・転覆3隻
- ・荒天による運航不能1隻

となっています。

4月に発生した浸水・転覆事例

ミニボートは、釣りをするため沖向け航行していましたが、後方から通過した船舶の航走波による動揺により浸水・転覆しました。

乗組員（救命胴衣着用）は海中転落し、しばらくして転覆位置近くを航行していた漁船により救助されました。

乗組員に怪我等はありませんでした。



船舶運航者におかれましては、ミニボートは小型であるが故に見えにくく、航走波でも簡単に転覆する可能性もありますので港内で活動するミニボート付近を航行する際には注意していただきますようお願いいたします。

海上保安庁にあってもミニボートの事故の減少に努めて参ります。

IV 寄稿欄

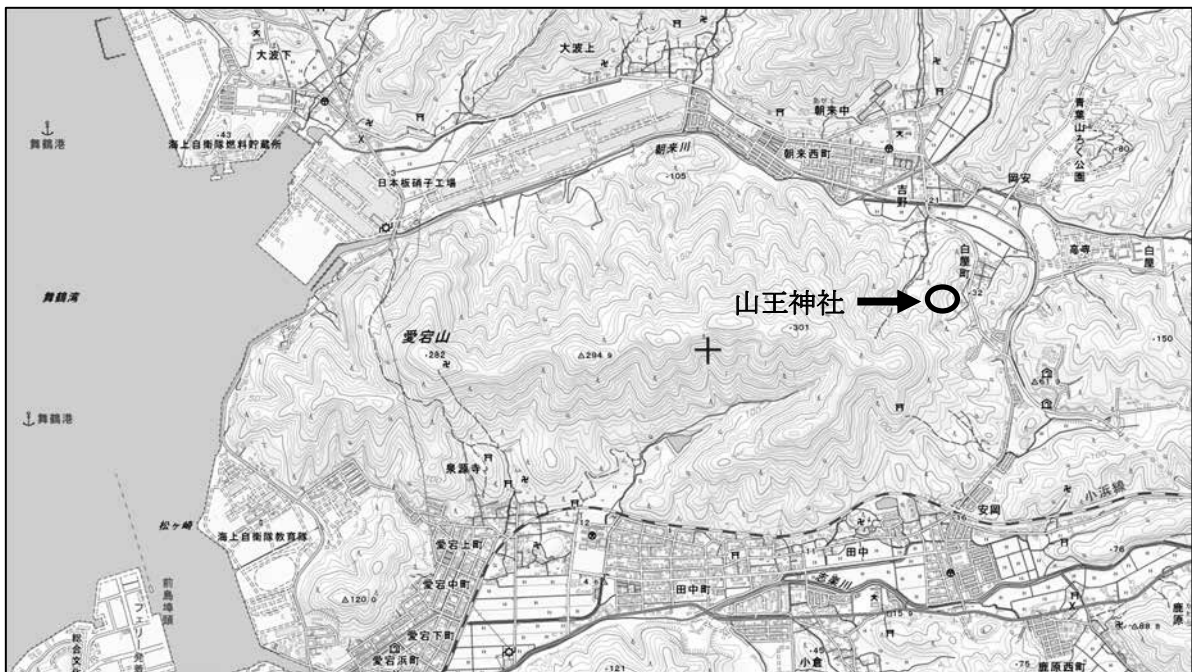
舞鶴の神様たち（山王神社）

元舞鶴事務所長 山本勝眞

国道 27 号線を東方向（福井県方面）へとり、東舞鶴地区の市街地のはずれの「鹿原交差点」を左折して府道 772 号線を北向きへ、舞鶴工業高等専門学校の手前で斜め左方向の坂道を登ったところに「白屋町」というところがあります。

白屋町の道路から左へ外れて小道を上ると、高台に建設工事会社の資材置き場があり、少しわかりにくいのですが民家との間に参道があります。

私が訪ねた時は、参道は短い草に覆われ野菊が沢山咲いていました。参道の坂道を 30 メートルほど登ると神社の鳥居（明神形）が見えてきます。この神社が「山王神社」です。



本地図は「地理院地図(GSI Maps)」から編集

七段の石段を上ると境内（下壇）に至り、かなり広い場所になっていて、石造りの鳥居が建っています。鳥居の額束（島木と貫の中央に縦にわたした部材）には「山王神社」と表記された扁額が掛けてあります。



鳥居と燈籠



扁額

また、鳥居の左には石灯籠が建っていて、御灯明（電灯）がともされていました。鳥居下からコンクリート製の飛び石を渡り、十段ほどの石段を上ると、境内上壇の御本殿に至ります。御本殿両側には一対の狛犬（唐獅子）がおかれ、左隅にはご神木と思われる大きなモミの木がありました。

御本殿は、覆屋に囲われた「柿 葺き」^{こけらぶき}の建物で、どちらかといえば質素なつくりで、正面中央に鈴（鈴緒付）が掛けてあります。その奥の格子戸越しが本陣となっているようですが、定かには確認できませんでした。いずれにしてもかなり歴史を感じる建物と見受けられました。

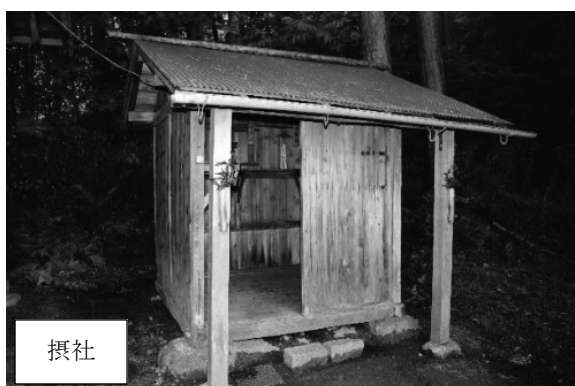
覆屋は鉄製屋根の木造で、これもかなり古い建物です。

御本殿の左並びには、摂社を祀った木造の建物（境内社）があって、内部には七柱の神様が祀られています。

向かって左壁に「山 神 社」^{やまのかみ}、「稲荷神社」、奥の壁に「天神神社」、「行者神社」、「大川神社」、そして右壁に「秋葉神社」と「田口神社」の木札がそれぞれ掲げてあります。



御本殿



摂社



摂社内壁

ちなみに山神神社は、一般的には文字通り山の神様で、国津神の「山祇」、^{やまずみ}「大山咋」^{おおやまくい}を山神様という場合もあり、また余談ですが初代神武天皇の皇后「伊須気依姫尊」^{いすけよりひめみこと}（家付き娘で年上だった）が山の神と呼ばれていることから、現代では恐妻を言い表すこともありますよね。

稲荷神社は「倉稻魂尊」^{くらいねたまのみこと}（別称宇迦魂）^{うかのみたま}、天神神社は古くは「高皇産霊神」^{たかみむすびのかみ}、大川神社は「保食神」^{うけもちのかみ}、秋葉神社は「加具土尊」^{かぐつちのみこと}（火除け火伏の神）、田口神社は「豊受尊」^{とようけみこと}（伊勢下宮）です。行者神社はよくわかりません。

そのほか境内下壇左側には、大きな木造の建物（社務所でしょうか？）もあり、また右側には、手水鉢もあって山水が湧水していました。

境内を離れて近くに小さな祠（神社）がありましたが山王神社との縁は不明です。



ところで山王神社の御祭神については、おそらく「天火明尊」^{あめのほあかりのみこと}と思われる。

この神様のことについて触れますと古事記・日本書紀編纂（八世紀初頭）以前の歴代天皇がよく参拝された神社は、大和の三大神社といわれる「石上神社」^{いしのかみじんじや}、「大神神社」^{おおみわじんじや}、「大和神社」^{おおやまとじんじや}、次に和歌山県の「熊野本宮」^{くまのほんぐう}、さらに京都の「上賀茂神社」^{かみがもじんじや}、滋賀県大津市「日吉神社」^{ひよしじんじや}の六社だったといわれています。

「古代日本正史（初版昭和51年）」の著者「原田常次氏」^{はらだつねじ}は、この六社の祭神は、古代もとても重要な神様だったからではないかと、自らその正体を明らかにするために調査され、その経緯を、著書の中で詳細に述べておられます。

その重要な神様とは、もちろんこの六社に祀られている御祭神であることは間違いないのですが、その御祭神として、石上神宮の「布留御魂」^{ふるのみたま}、大神神社の「大物主大神」^{おおものぬしのおおかみ}、大和神社の「日本大國魂大神」^{やまとおおくにたまのおおかみ}、熊野本宮大社の「家都御子大神」^{けちみこのおおかみ}、上賀茂神社の「賀茂別雷神」^{かもわけいかづちかみ}、そして日吉大社の「大山咋大神」^{おおやまくいのおおかみ}がそれぞれ祀られていると特定されています。（もちろん他の偉い神様が合祀されている神社もありますが、この稿では省略して、共通の神様だけを取り上げさせていただきます）。

大物主大神については、地方の関連する神社に「大物主奇甕玉尊」^{おおものぬしくしみかたまのみこと}を御祭神とする神社が

多くあり、また宮津市の籠神社の主祭神が「天照大神あまてらすおおかみ（伊勢神宮の御祭神）」よりも上位（中央ひこあめのほあかりのこと）に祀られている偉い神様「彦天火明尊ひこあめのほあかりのこと」であること、などなどを足掛かりにして、関連する神社の御祭神を調査された結果、愛媛県の「国津比古命神社くにつひこのみこと」の御祭神「天照国照彦あまてらすくにてらすひこ 火明櫛玉饒速日尊ほあかりくしたまにぎはやひのみこと」という神様に行き当たられました。

このような手段で、それぞれの御祭神がどなたであるのかを詳細に調査された結果、いずれもこの「饒速日尊にぎはやひのみこと」であることを突き止められました。

そしてこの「饒速日尊」こそは、初代神武天皇御即位以前、古代倭やまとの国（二世紀ごろの奈良地方）を支配された大王だったのです。

この方は、古事記・日本書紀（八世紀初頭編纂）の編纂者や時の政権の為政者にとっては、ある意味歴史から消し去らなければならない方だったことから、偽名や他の神様とすり変えて祀られていたということでしょうか。容易に正体がわからないよう細工が施されていたようなのですね。



神社参道

山王神社の神様の存在を紹介するために、少し稿が長くなりましたが、この方こそが「山王さん」の正体ということになります。

あまてらすくにてらすひこあめのほあかりくしみかたまにぎはやひのみこと
諡号を「天照国照彦天火明奇瓊玉饒速日尊」ともうされます。

すさのおのみこと てんのう
ちなみに、お父神様の「素戔嗚尊」は別称「天王さん」と呼ばれています。



脇宮
(神社境内外(御祭神不明))

「好きです碧い海 だからいつでも安全意識」

「大きな海の安全は あなたの小さな心がけ」

会 報 第 1 4 2 号

令和6年7月発行

発行所 新潟市中央区竜が島1丁目9番2号
公益社団法人 日本海海難防止協会
〒950-0072
電話 (025) 247-8531
FAX (025) 247-0316
E-mail nikkaikb@poem.ocn.ne.jp
URL <https://nikkaikb.com>



(公財)日本海事センターから補助を受け発行しております。

印刷所 株式会社 ウィザップ